

未収収益

一定の契約に従って、継続的な役務の提供をする場合、その代金が入金

されなくても、収益として発生した期に計上しなければなりません。

こうした収益の相手方勘定が未収である場合の収益です。

例えば、契約により貸付している地代が決算日になっても、入金とならない時

未収収益 ××× / 地代家賃 ×××

未収収益も勘定科目の細目において、未収利息、未収地代家賃などの内容別に

分けておくと便利です。